

令和4年1月20日

保護者の皆様

南城市新型コロナウイルス等対策本部
本部長 瑞慶覧 長敏
(公印省略)

登園自粛要請期間の延長について (依頼)

平素より本市の保育行政へご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、本市において新型コロナウイルス感染症の感染拡大がいまだに続いていることを踏まえ、感染拡大防止の観点から下記のとおり登園自粛要請の期間を延長いたします。保護者の皆様におかれましては、通常保育が休止となることについて、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 登園自粛要請期間

令和4年1月17日(月)から令和4年1月22日(土)まで



令和4年1月17日(月)から令和4年1月31日(月)まで

※保護者が医療従事者や社会生活を維持するために就業を継続することが必要な場合や家庭での保育が困難な場合の児童の受け入れを優先させていただきます。

2. 利用方法

利用される方は、すみやかに「保育必要申出書」を在園する施設へ提出してください。

3. 保育料

日割り計算による減免措置をおこないます。

※上記対応については、新型コロナウイルスの感染状況等により変更となることがありますのでご了承ください。

子育て支援課：917-5343

園児名 (歳) (歳)

保護者名

保育必要申出書

(1) 保育が必要な理由

	父	母
勤務状況	<input type="checkbox"/> 医療従事者	<input type="checkbox"/> 医療従事者
	<input type="checkbox"/> 警察・消防等に勤務	<input type="checkbox"/> 警察・消防等に勤務
	<input type="checkbox"/> 介護施設等に勤務	<input type="checkbox"/> 介護施設等に勤務
	<input type="checkbox"/> 社会機能を維持するために必要な業務に従事	<input type="checkbox"/> 社会機能を維持するために必要な業務に従事
	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭で仕事を休むことが困難	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭で仕事を休むことが困難
	<input type="checkbox"/> 仕事を休めず家庭での保育が困難	<input type="checkbox"/> 仕事を休めず家庭での保育が困難
	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> その他 ()

(2) 保育の利用日 (保育が必要な日に、必要な時間を日別に記入してください。)

日付	保育時間	日付	保育時間
1月24日 (月)	~	1月31日 (月)	
1月25日 (火)	~		
1月26日 (水)	~		
1月27日 (木)	~		
1月28日 (金)	~		
1月29日 (土)	~		

(3) 緊急連絡先

お名前 (園児との関係)	電話番号
()	

特別保育の対象となる職種のガイドライン

特別保育は、保護者全員（両親等）が下記に該当し、かつ休暇の取得が困難な場合

1、社会生活を維持する上で事業継続が求められる事業者

事業の種類	内 訳
医療関係	・病院・診療所・薬局・その他の医療関係者（医薬品・医療機器の輸入、製造、販売 献血を実施する採血業・入院患者への食事提供等、患者の治療に必要な全ての物資・サ ービスに関わる製造業、サービス業を含む。）
インフラ運営関係	電気・ガス・石油・石油化学・LPガス・上下水道・通信・データセンター等
飲食料品供給関係	農業・林業・漁業、飲食料品輸入・製造・加工・流通・ネット通販等
生活必需物資供給関係	家庭用品・製造・加工・流通・ネット通販等
生活必需物資の小売り 関係等	スーパー、卸売市場、食料品売場、コンビニエンスストア、ドラッグストア、ホーム センター、食堂・宅配・テークアウトサービス等
家庭用品のメンテナン ス関係	配管工・電気技師等
生活必需サービス	ホテル・宿泊、銭湯、理美容、ランドリー、獣医等
冠婚葬祭業関係	火葬の実施や遺体の死後処理に関わる事業者等
メディア	テレビ、ラジオ、新聞、ネット関係者等
個人向けサービス	ネット配信、遠隔教育、ネット環境維持に係る設備・サービス、自家用車等の整備等
金融機関	銀行、信金・信組、証券、保険、クレジットカードその他決済サービス等
物流運搬サービス	鉄道、バス、タクシー、モノレール、トラック、海運・港湾管理、航空・空港管理、 郵便等、物流サービス（宅配等）
官公署等	警察、消防、官公署、その他の行政サービス
国防に必要な製造業・サ ービス業の維持	航空機、潜水艦等
企業活動・治安維持に必 要なサービス	ビルメンテナンス、セキュリティー関係等
安全安心に必要な社会 基盤	河川や道路等の公物管理、公共工事、廃棄物処理、個別報に基づく危険物管理等

2、社会福祉サービス等の事業者

事業の種類	内 訳
社会福祉サービス等	保育所、こども園、小規模保育事業所、幼稚園、放課後時児童クラブ 等 介護老人福祉施設、障害者支援施設等、施設入所者への食事提供サービスなど、高齢者、障害者等が生活する上で必要な物資・サービスに関わる製造業、サービス業を含む。 その他これらに類する福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設

3、その他、真にやむを得ない事情がある場合

上記 1, 2 には該当しないが、ひとり親家庭などで仕事を休むことが困難な場合や、保護者の疾病や看護、介護、多児育児等で家庭での保育がどうしても困難な場合など、各施設がやむを得ないと判断した場合。